

JICOPセミナー「フロン対策の現状と展望」：事例報告

フロン回収推進への産業界の取り組み

- 1．今、なぜフロン回収なのか
- 2．フロン回収・破壊法の改正
- 3．推進体制INFREPの設立
- 4．INFREPの事業

平成20年3月11日

有限責任中間法人 フロン回収推進産業協議会

今、なぜフロン回収なのか

フロン問題対策

代替化

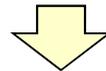
- オゾン層を破壊しない物質への転換
- 地球温暖化への影響の小さい物質への転換

排出抑制

生産工程での漏洩低減、回収、再利用、破壊

製品廃棄段階での回収、再利用、破壊

実績面で問題がみられる



法規制強化へ

順調に推移！

フロン回収・破壊法の改正で、回収率30%（推定値）を60%に

フロン回収・破壊対策の経緯

18省庁からなるオゾン層保護対策推進会議を設置(平成6年)
「CFC等の回収・再利用・破壊の推進について」に基づき自主的な
フロン回収を推進(平成7年～)

関係業界に「自主的なフロン回収システムの構築」を要請
RRCの設立等

フロン回収・破壊法の成立:平成13年6月(議員立法)

フロン回収・破壊法の施行:

第1種特定製品 (業務用冷凍空調機器)

平成14年4月1日

第2種特定製品 (カーエアコン)

平成14年10月1日 (本格施行)

平成17年 1月1日から自動車リサイクル法の枠組みに移行

改正フロン回収・破壊法成立:平成18年6月

平成19年10月 改正フロン回収・破壊法 施行

フロン回収の政府目標

京都議定書目標達成計画の閣議決定（平成17年4月）

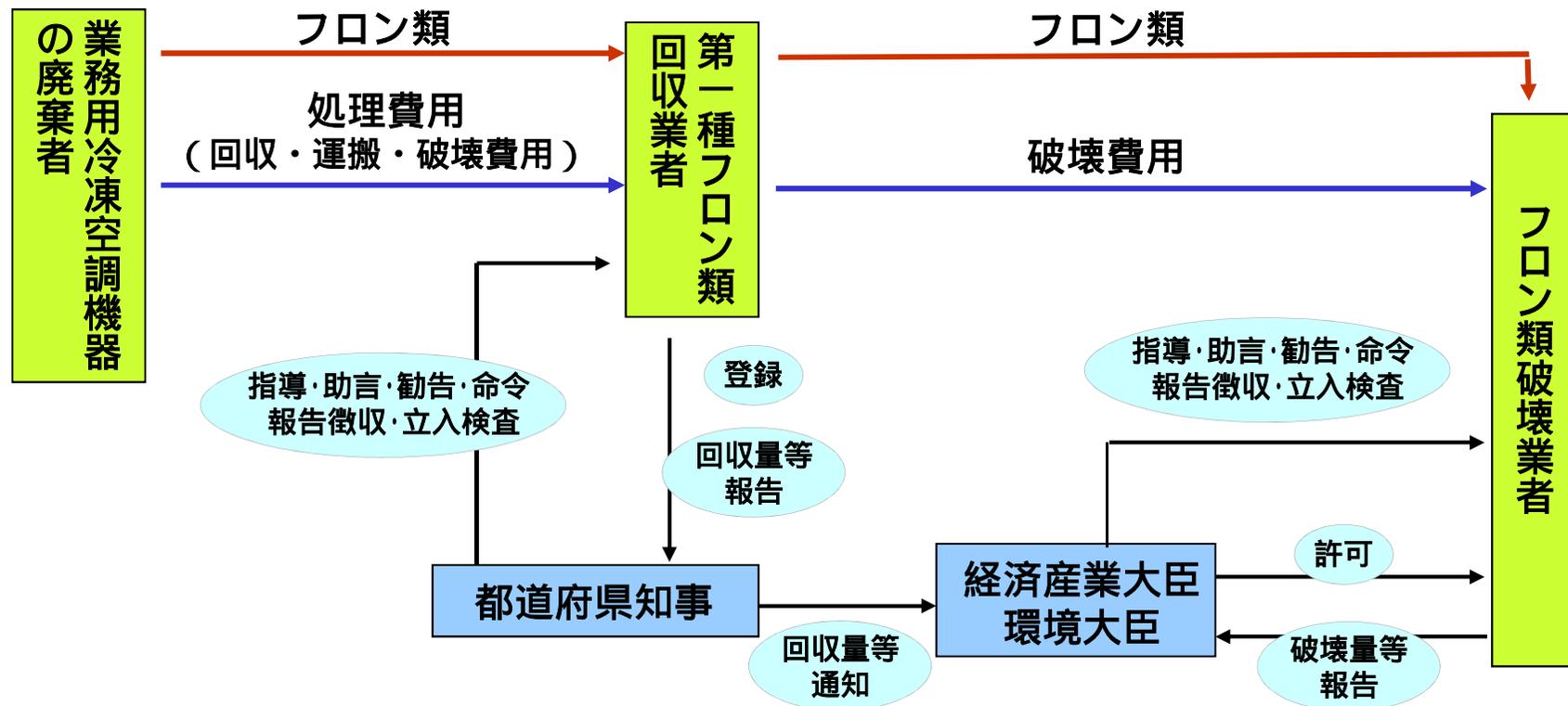
従来の地球温暖化防止行動計画（1990）、
地球温暖化対策推進大綱（2002）を引き継ぐもの
経団連自主行動計画が見直され、追加対策が求められた。

業務用冷凍空調機器の冷媒回収率に関する目標が設定された。

業務用冷凍空調機器の冷媒の回収率を、
現行3割程度から60%に倍増させる。
補充用冷媒の回収率30%。
カーエアコンの冷媒の回収率80% など

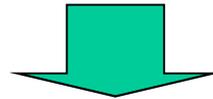
従来のフロン回収・破壊法

第1種特定製品（業務用冷凍空調機器）



従来フロン回収・破壊法の課題

- ・ 廃棄者(機器のユーザー、ビルのオーナーなど)は、機器の廃棄を日常的な業務として行っている場合は少なく、個々の機器の設置状況や、法令等に基づく責任を十分認識していない可能性がある。
- ・ 建物の解体等では、工事が一括して第三者(ゼネコン、解体業者等)に発注され、フロン類の引渡し(フロン類の回収作業)が埋没していることがある。



機器の廃棄者がフロン類の回収業者へのフロン類の引渡しを適切に発注していない可能性がある。

廃棄者がフロン類の引渡しを第三者に委託した場合において、その発注等が、当該第三者から更に下請けの事業者を経る過程で途切れ、回収業者まで到達しない可能性がある。

フロン回収・破壊法（対象：業務用冷凍空調機器の冷媒）の改正

改正法施行：平成19年10月

行程管理制度（フロン類の引渡しの委託等を書面で管理する制度）の導入

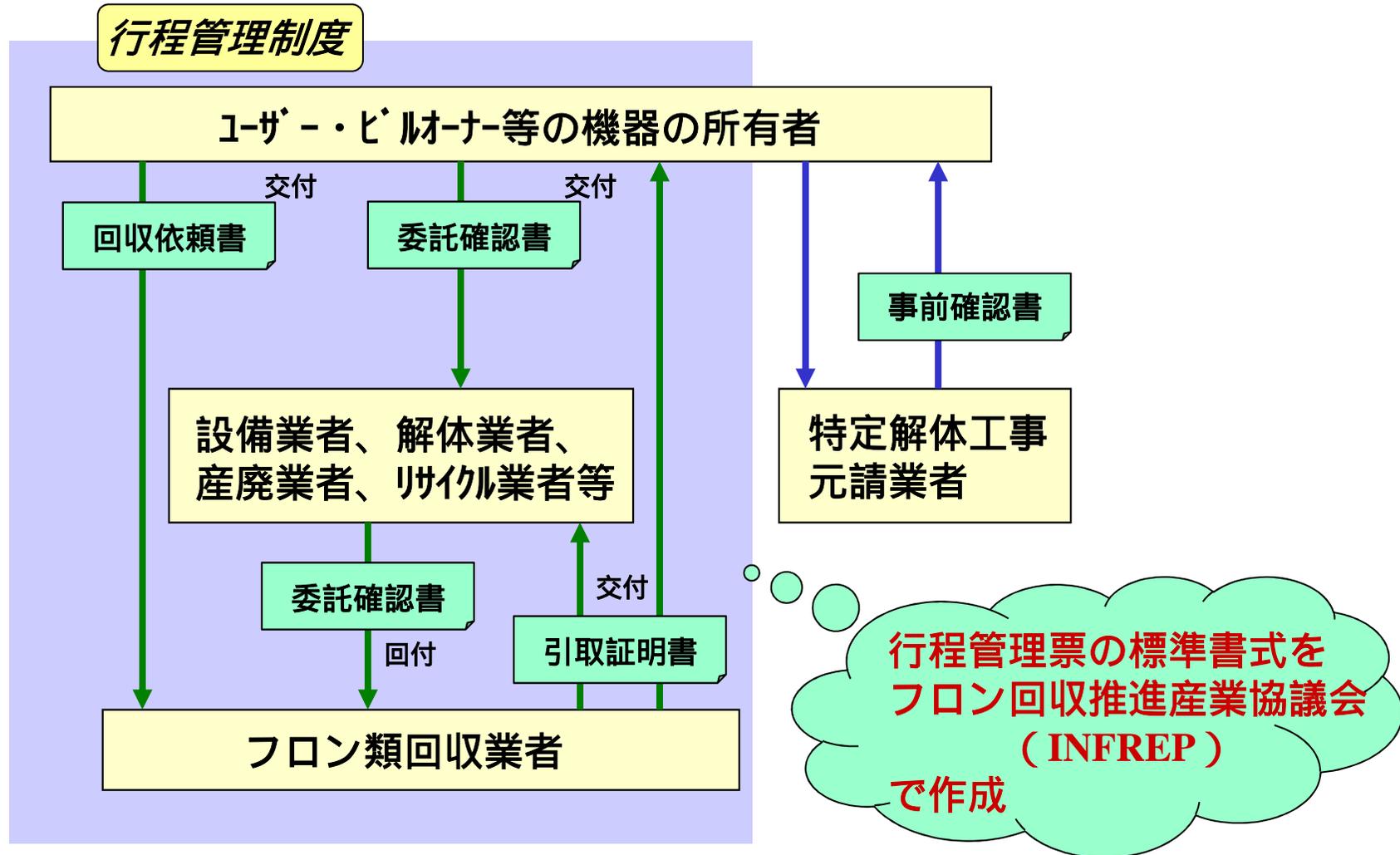
解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明

整備時のフロン類の回収義務の明確化

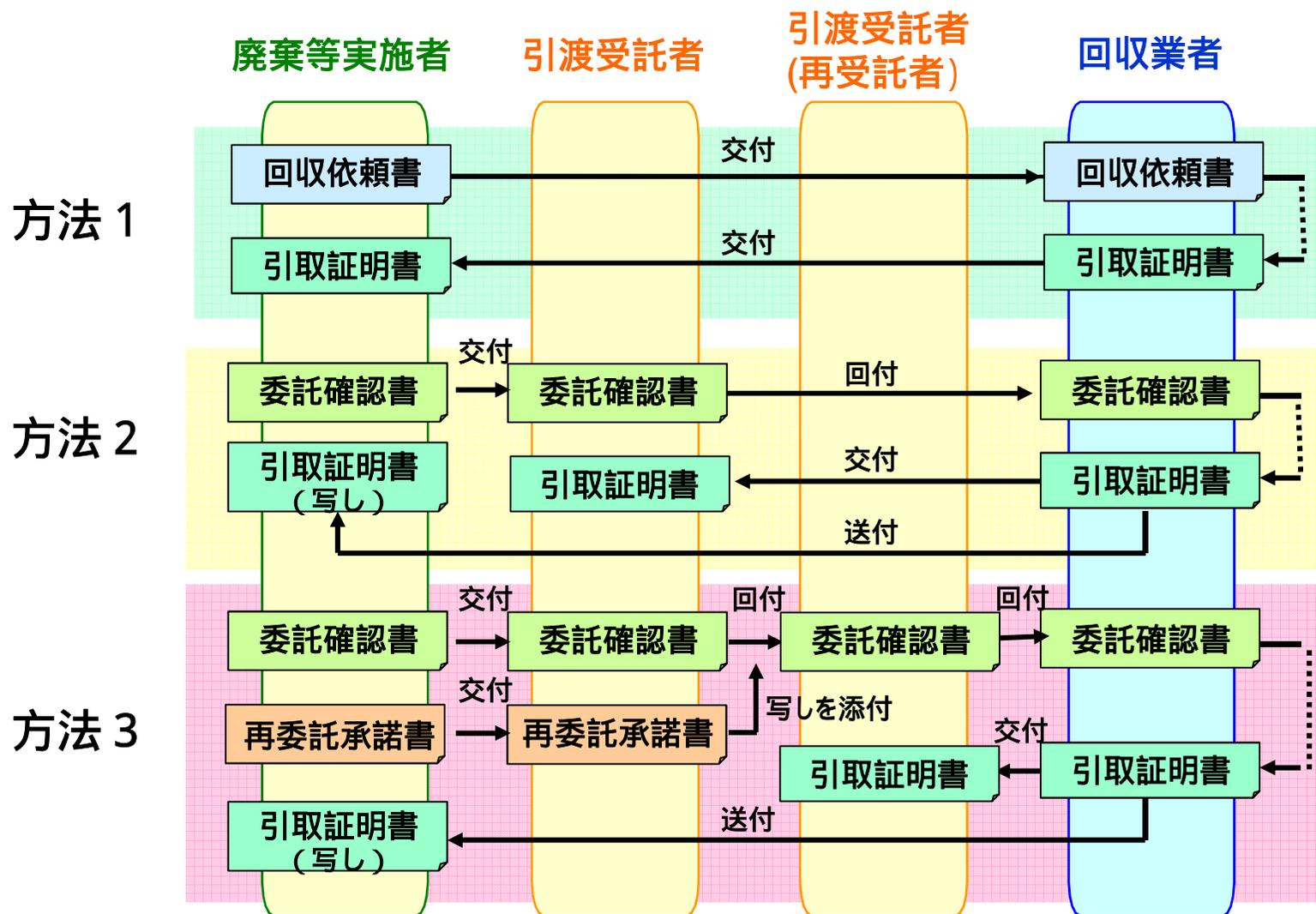
フロン類の回収が必要な場合の拡大（リサイクル時にも必要）

都道府県知事に廃棄者等に対する指導等の権限を付与

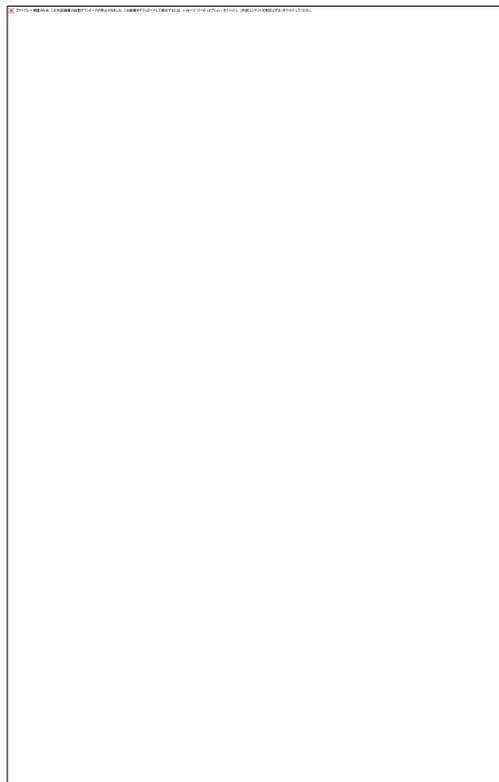
事前確認と行程管理制度



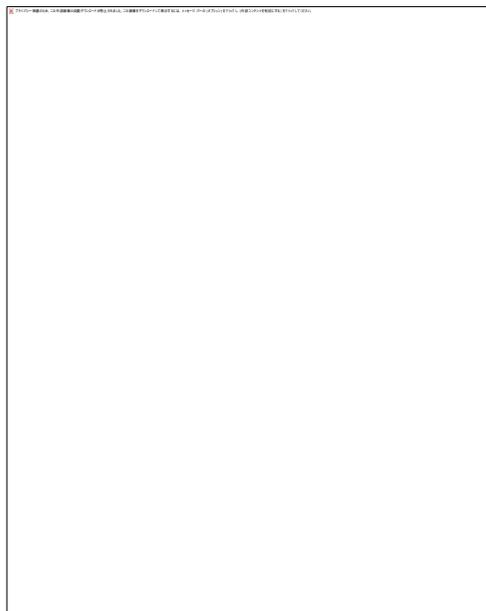
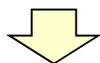
行程管理制度の概要



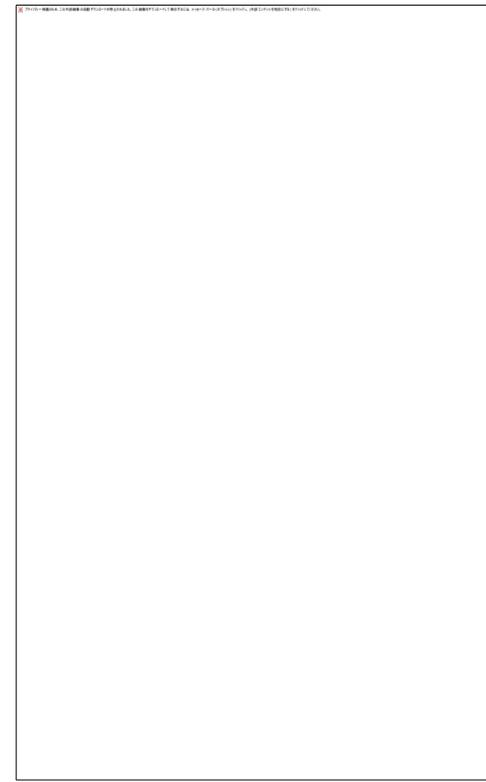
フロン回収普及啓発シール



フロンが使用されています
現在稼動中の機器に貼付



フロンの回収が必要です
建物解体時の事前確認後等
に貼付



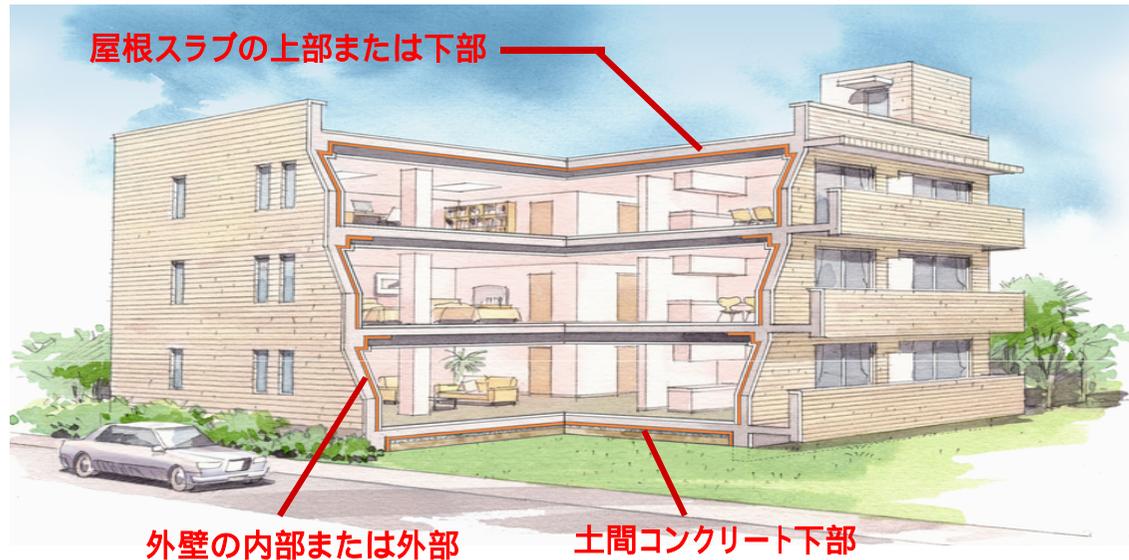
フロンを回収しました
フロン回収後に貼付

フロン法施行(H14年)以前の設置機器に貼付します
施行以降は法律により製品出荷時に貼付が義務づけられています

使用済断熱材の処理

使用済みとなった断熱材 は・・・

発泡プラスチック系断熱材



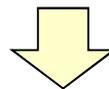
フロン類の大气中への放出を防ぎ、
地球温暖化防止、オゾン層保護に効果的な

分別してから、焼却処理しましょう！

～ リサイクル できるものはリサイクルへ ～

フロン回収・破壊法の改正と産業界の対応

- ・「フロン回収・破壊法」の大幅改正(H18/6改正、H19/10施行)
- ・政府目標への産業界としての対応
業務用冷凍空調機器のフロン回収率向上への協力
(従来30%程度 60%)
- ・当面:新制度の詳細な検討、普及、啓発活動が必要
将来:継続したフロン類の排出抑制対策
- ・関連する業種・業界の連携体制 効果的、効率的推進



産業界の横断的組織の設立

フロン回収推進産業協議会 INFREP

フロン回収推進産業協議会 INFREP - 事業

- ・全般的には
業務用冷凍空調機器に関連したフロン類排出抑制対策に関する企画、調整、実施
- ・当面、改正フロン回収・破壊法の定着化に必要な事業を実施する
法に即した行程管理票標準様式の作成、提供
改正フロン回収・破壊法に関する問合せ対応
機器への回収推進シール貼付の普及
説明会開催、普及活動実施(登録専門家制度等)
- ・その他関連情報の定期的発信

フロン回収推進産業協議会 INFREP - 会員

設立時会員

(社)日本冷凍空調工業会、(社)日本冷凍空調設備工業連合会
(中)オゾン層・気候保護産業協議会、日本フルオロカーボン協会
(社)建築業協会、(社)食品産業センター、(社)全国建設業協会
(社)全国解体工事業団体連合会、長野県冷凍空調設備協会
(社)日本空調衛生工事業協会、日本自動販売機工業会

入会団体

- ・業務用冷凍空調機器メーカー団体
- ・設備施工関連業界団体
- ・施主関係業界団体
- ・元請関係業界団体
- ・建物処理関係業界団体
- ・業冷ユーザー関連業界団体
- ・フロン回収関連団体
- ・自治体協議会
- その他

現在(H20/2)正会員 29団体、賛助会員 9団体

入会よろしく
お願いします